

## 保育所の待機児童問題について①

市が考える施策だけでは、待機児童は解消できません。

### ■保育所待機児童の現状

本市における保育所の待機児童問題は、

- 定員4,520人に対して、定員を12.7%上回る5,093人の児童を受け入れ
- にも関わらず、年度初めの時点で、定員の6.9%にあたる310人も待機児童が発生
- さらに、年度末の時点では、定員の24.7%にあたる1,115人まで待機児童数が増加

という悲惨な状況にあります(2010年度実績)。市は、深刻な状況にある待機児童問題に取り組むため「保育所待機児童解消計画」を策定しました。ところが、その名称とは裏腹に、この**計画では最終年度である2014年度に至っても待機児童は解消できません。しかも待機児童数は、2011年4月の時点で、既に計画の予測を上回っています。**

### ■より踏み込んだ対策が必要で

計画に示された主な施策は、

- ①認可保育所の新規開設
- ②分園の開設
- ③保育ママ・保育ルームの拡充

ですが、これらの施策には以下の問題があります。

- ①`②`開設の遅延・計画倒れ等の要因により、計画に挙げた施設の多くが実現できていない
- ③`保育ママ・保育ルームは小規模施設(定員5人程度)であり、その拡充によって待機児童数を大幅に減少させることは困難である

市は、「2013年4月には、待機児童の解消が図れる」と強弁しましたが、これは実態とは異なります。例えば、名塩・山口等の北部地区で保育所を開設しても、待機児童が多い浜脇・香櫨園・高木小学校区等からの通園は困難です。ところが、**市は、開設する保育所と保育所需要が強い地域の位置関係は考慮せず、「年間でも保育所への入園希望者数が少ない4月1日の時点で」「受け入れ可能児童数が入所希望児童数を上回る」ことを「待機児童の解消」としているのです。**

私は、市が提示する施策だけでは、本当の意味での待機児童解消は困難であり、より踏み込んだ施策の実施が必要だと考えています(詳細・下)。

## 保育所の待機児童問題について②

認可外保育施設に対する補助を早急に実施するべきです。

### ■認可外保育施設に対する補助を！

市が主張する「待機児童解消」は、年度初めの時点で、希望する全ての児童が保育所へ入園できる状態を指します。しかしながら、**この定義では、4月以降に発生する入園希望者数が計上されていないため、年度末には800人以上もの待機児童が存在することになります**(2010年度実績)。

東京都は、一定の基準を満たす認可外保育施設に補助金を支給する「認証保育所制度」を実施しています。当該制度を導入すると、認可外保育施設に子供を通園させる保護者の保育料負担が軽減されます。その結果、

○認可外保育施設に通園する児童数の増加  
○児童数増加による既存施設の経営状況改善  
○経営者にとっての施設経営の魅力向上  
○新規施設の増加・定員の拡大  
という効果が現れ、待機児童数は減少します。本市の認可外保育施設のうち、都の基準に合致する施設は20・定員は687人と多く、当該制度の導入によって待機児童数は大幅に減少できます。私の指摘に対して、**市は、「待機児童対策の一つとして、認可外保育施設の活用は有効な方策となる」という考えを示しました。**引き続き、この問題に積極的に取り組んでまいります。

## 償却資産に対する課税・徴収について

早急に、適正な課税・徴収の実現に取り組むべきです。

### ■固定資産税の概要

固定資産税は、機械・設備等の償却資産と、土地・家屋を課税対象とする地方税です。本市の固定資産税収は償却資産分(\*)が約30億円、土地・家屋分が約270億円と、市税収入・約800億円のうち、大きな割合を占めています。ところが償却資産に対する課税の現状には、重大な問題が存在します。

\* 償却資産の課税対象は、10万円/件以上の固定資産を所持し、資産の合計金額が150万円を超える事業者

### ■資産情報の適正な把握を！

土地・家屋には登記簿が存在するため、市は、容易に資産状況を把握し、適正に課税することができます。ところが**償却資産には登記簿が存在しないため、事業者の自己申告に従い、課税**

しているのが現状です。これらを踏まえた質疑の結果、以下の問題が明らかになりました。

- 市は一部を除いて、償却資産の課税対象となる事業者を把握できていない。そのため本来、課税対象となるべき事業者に課税されていない事例が存在する。
- 申告内容を全く確認していないため、不適切な申告であっても、そのまま課税している。

私の指摘に対し、市は、税務署との連携を強化し、税務署が保有する精度の高い資産情報を活用する等、実効性がある対応に取り組むことを約束しました。

**私は、事業者の資産状況を適正に把握することで、数千万円規模の課税漏れが発見される可能性が高いと考えています。**引き続き、この問題に取り組んでまいります。

## 学校と幼稚園の水道使用量について

給食室・プールの運用を適正化するべきです。

### ■これまでの経緯

2007年12月議会において、市立学校・幼稚園(以下、学校・園)の水道料金について、**○異常値を示している事例が多数存在する**  
**○原因は漏水・不適切使用と思われる**  
という指摘を行いました(表①参照)。その後の調査・対応の結果、**2010年度の学校・園の水道料金は指摘前の2006年度に比べて、約4,154万円(11.0%)削減されました。**しかしながら学校・園の水道料金には、依然、多くの改善すべき課題が存在します。

【表①】年度毎に大きく異なる水道代(2007年時点)

	過去5年間で最も高い水道代/年	過去5年間で最も安い水道代/年
大 社 中	1,143万円	529万円
甲 陵 中	1,078万円	595万円
塩 瀬 中	920万円	471万円

### ■プール・給食室の運用の改善を！

私の指摘後、市教委は、学校の水道使用量の約2/3を占めるプール・給食室への水道メーターの設置を進めています。この数値を用いて、**一人当たりの水道使用量が多い学校と少ない学校を比較したところ、プールで約4倍・給食室で約2倍という大きな差が存在することが明らかになりました。**各校・園の水道使用方法が異なるうえ、中には、明らかな無駄遣いも存在することが、このような事態が発生する原因の一つです。市は、こうした課題の存在を認め、現状の改善に取り組むことを約束しました。**私は、各学校・園の水道使用方法を統一し、運用を適正化することで、千万円規模の水道代金を削減できると考えています。**今後も、この問題を注視すると共に、必要な提言を続けてまいります。